

2021.4

消費生活センター

ショッピングモールでの勧誘 雰囲気に流されずに冷静に判断を

【事例 1】

ショッピングモールで「今モバイルルーターとタブレットを契約すると、毎月のスマホ料金が安くなる」と声をかけられた。勧められるままに契約したが、結果スマホの料金は思ったほど安くならなかった。

【事例 2】

「1か月無料」とショッピングモールでウォーターサーバーの勧説を受けた。必要ないとは思いつつも、その場の雰囲気につられてサーバーのレンタルと水の定期宅配を契約してしまった。

【アドバイス】

事例のような相談が複数寄せられています。必要なければはっきりと断りましょう。また、契約する場合でも、契約書面をしっかりと読んで内容を確認しましょう。断りきれずに契約してしまっても、8日間はクーリング・オフや初期契約解除制度を利用して契約を解除できる場合があります。早めに消費生活センターにご相談ください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004）

2021.5

消費生活センター

「悪質商法対策五力条」で消費者力を向上させよう

5月は消費者月間です。言葉巧みに消費者を説き込み、お金をだましとする悪質商法の手口は多様化しています。被害にあわないように、次のことを心がけましょう。それでも、契約してしまったときは一人で悩まず早めに消費生活センターへ相談してください。相談は無料です。

【その1】扉をすぐに開けない

業者が来たら、すぐに扉を開けずにインターネットで会社名や販売目的を聞きましょう。怪しい相手には「帰ってください」と言いましょう。

【その2】うまい話は信じない

悪質商法は巧みな言葉で勧説してきます。「無料」や「キャンペーン」、「あなただけ特別」などの言葉は疑いましょう。

【その3】留守番電話や番号表示機能を活用する

オレオレ詐欺や電話勧説などを防ぐには、電話に出ないことが重要です。電話に出る前に、相手を確認し、不審な電話には出ないようにしましょう。

【その4】契約書はよく読む

契約したら簡単に取り消すことができません。契約する前に契約内容は必ず確認しましょう。

【その5】必要なないものは、はっきり断る

勧説を断るときは、あいまいな言葉を避け、はっきり断りましょう。

【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004）